

指定製造事業者の指定等に関する省令に基づく細目に関する公示

指定製造事業者の指定等に関する省令（平成5年通商産業省令第77号）第3条第2項の規定に基づき、平成25年4月15日に、平成25年4月15日に施行される事業の区分「水道メーター第一類（水道メーターのうち、定格最大流量が8立方メートル毎時以下のものを製造する事業）」についての細目を制定したので公示する。

なお、平成20年2月21日に制定した事業の区分「水道メーター第一類（水道メーターのうち、最大定格流量が8立方メートル毎時以下のものを製造する事業）」についての細目を平成25年4月14日限り廃止するので公示する。

平成25年4月15日

経済産業大臣 茂木 敏充

備考 内容は、経済産業省ホームページ（<http://www.meti.go.jp>）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局計量行政室においても閲覧に供する。

指定製造事業者の指定等に関する省令（平成5年通商産業省令第77号）第3条第2項の規定に基づき、平成25年4月15日に、平成25年4月15日に施行される事業の区分「水道メーター第二類（水道メーターのうち、定格最大流量が8立方メートル毎時を超えるものを製造する事業）」についての細目を制定したので公示する。

なお、平成20年2月21日に制定した事業の区分「水道メーター第二類（水道メーターのうち、定格最大流量が8立方メートル毎時を超えるものを製造する事業）」についての細目を平成25年4月14日限り廃止するので公示する。

平成25年4月15日

経済産業大臣 茂木 敏充

備考 内容は、経済産業省ホームページ（<http://www.meti.go.jp>）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局計量行政室においても閲覧に供する。

指定製造事業者の指定等に関する省令（平成5年通商産業省令第77号）第3条第2項の規定に基づき、平成25年4月15日に、平成25年4月15日に施行される事業の区分「温水メーター（温水メーターを製造する事業）」についての細目を制定したので公示する。

なお、平成20年2月21日に制定した事業の区分「温水メーター（温水メーターを製造する事業）」についての細目を平成25年4月14日限り廃止するので公示する。

平成25年4月15日

経済産業大臣 茂木 敏充

備考 内容は、経済産業省ホームページ（<http://www.meti.go.jp>）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局計量行政室においても閲覧に供する。

指定製造事業者の指定等に関する省令（平成5年通商産業省令第77号）第3条第2項の規定に基づき、平成25年4月15日に、平成25年4月15日に施行される事業の区分「圧力計第一類（アネロイド型圧力計のうち、検出部が電気式のもの（アネロイド型血圧計を除く。）を製造する事業）」についての細目を制定したので公示する。

なお、平成8年4月1日に制定した事業の区分「圧力計第一類（アネロイド型圧力計のうち、検出部が電気式のもの（アネロイド型血圧計を除く。）を製造する事業）」についての細目を平成25年4月14日限り廃止するので公示する。

平成25年4月15日

経済産業大臣 茂木 敏充

備考 内容は、経済産業省ホームページ（<http://www.meti.go.jp>）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局計量行政室においても閲覧に供する。

指定製造事業者の指定等に関する省令（平成5年通商産業省令第77号）第3条第2項の規定に基づき、平成25年4月15日に、平成25年4月1日に施行される事業の区分「血圧計第二類（アネロイド型血圧計のうち、検出部が電気式のもの以外のものを製造する事業）」についての細目を制定したので公示する。

なお、平成6年4月13日に制定した事業の区分「血圧計第二類（アネロイド型血圧計のうち、検出部が電気式のもの以外のものを製造する事業）」についての細目を平成25年4月14日限り廃止するので公示する。

平成25年4月15日

経済産業大臣 茂木 敏充

備考 内容は、経済産業省ホームページ（<http://www.meti.go.jp>）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局計量行政室においても閲覧に供する。

九州地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成25年4月15日

九州地方整備局長 吉崎 収

1 指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道3号	福岡県北九州市八幡東区西本町3丁目1番1から福岡県北九州市八幡東区大字前田字下犬付1970番10まで
一般国道3号	鹿児島県薩摩川内市水引町字草道5892番1から鹿児島県薩摩川内市高江町字田中2463番1まで
一般国道10号	宮崎県延岡市北川町長井字本村5410番1から宮崎県延岡市天下町1156番8まで
一般国道10号	鹿児島県始良市加治木町日木山字遊田587番2から鹿児島県始良市加治木町反土字中川原2195番4まで
一般国道208号	福岡県柳川市大和町中島字上ヶ地1952番1から福岡県柳川市大和町豊原字荏家形240番1まで
東九州自動車道	大分県佐伯市蒲江大字森崎浦字園地後599番1から大分県佐伯市蒲江大字波当津浦字ランジ原1番124まで
東九州自動車道	宮崎県延岡市須美江町1090番12から宮崎県延岡市北川町長井字上迫5575番1まで
東九州自動車道	宮崎県延岡市北浦町古江字波瀬川原3414番2から宮崎県延岡市北浦町古江字野地久保畠2729番5まで

2 指定する期日 平成25年4月15日

3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定 トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

②後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さに応じ、最大25トンである道路を下記のとおり指定する。

平成25年4月15日

九州地方整備局長 吉崎 収

1 指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道3号	福岡県北九州市八幡東区西本町3丁目1番1から福岡県北九州市八幡東区大字前田字下犬付1970番10まで
一般国道3号	鹿児島県薩摩川内市水引町字草道5892番1から鹿児島県薩摩川内市高江町字田中2463番1まで
一般国道10号	宮崎県延岡市北川町長井字本村5410番1から宮崎県延岡市天下町1156番8まで
一般国道10号	鹿児島県始良市加治木町日木山字遊田587番2から鹿児島県始良市加治木町反土字中川原2195番4まで
一般国道208号	福岡県柳川市大和町中島字上ヶ地1952番1から福岡県柳川市大和町豊原字荏家形240番1まで
東九州自動車道	大分県佐伯市蒲江大字森崎浦字園地後599番1から大分県佐伯市蒲江大字波当津浦字ランジ原1番124まで
東九州自動車道	宮崎県延岡市須美江町1090番12から宮崎県延岡市北川町長井字上迫5575番1まで
東九州自動車道	宮崎県延岡市北浦町古江字波瀬川原3414番2から宮崎県延岡市北浦町古江字野地久保畠2729番5まで

2 指定する期日 平成25年4月15日